

目 次

○第1号（7月11日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
町長挨拶	3
日程第 1 会議録署名議員の指名	3
日程第 2 会期の決定	3
日程第 3 議案第47号 令和元年度 吉岡町立駒寄小学校体育館新築工事請負契約の締結について	4
日程第 4 議案第48号 令和元年度 防衛省補助事業 吉岡町立吉岡中学校校舎増築工事請負契約の締結について	9
町長挨拶	18
閉 会	19

令和元年第3回吉岡町議会臨時会会議録第1号

令和元年7月11日（木曜日）

議事日程 第1号

令和元年7月11日（木曜日）午後1時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第47号 令和元年度 吉岡町立駒寄小学校体育館新築工事請負契約の締結について

(提案・質疑・討論・表決)

日程第 4 議案第48号 令和元年度 防衛省補助事業 吉岡町立吉岡中学校校舎増築工事請負契約の締結について

(提案・質疑・討論・表決)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	岩崎 信 幸 君
12番	平形 薫 君	13番	小池 春 雄 君
14番	山畑 祐 男 君		

欠席議員（1人）

7番 五十嵐 善 一 君

説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総務政策課長	高田 栄 二 君
財 務 課 長	高橋 淳 巳 君	町民生活課長	福島 良 一 君
健康福祉課長	米沢 弘 幸 君	産業建設課長	大澤 正 弘 君
会 計 課 長	中澤 礼 子 君	上下水道課長	笹 沢 邦 男 君
教育委員会事務局長	小林 康 弘 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長 中 島 繁 主 事 田 中 美 帆

開会・開議

午後1時30分開会・開議

議長（山畑祐男君） 皆さん、こんにちは。ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、令和元年第3回吉岡町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

町長挨拶

議長（山畑祐男君） その前に町長より発言の申し入れがありましたので、これを許可いたします。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 皆さん、こんにちは。

令和元年第3回吉岡町議会臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶させていただきます。

本日、臨時議会が議員各位の出席のもと開会できますことに心から感謝申し上げます。

さて、本臨時会では、吉岡中学校校舎増築工事請負契約の締結と駒寄小学校体育館新築工事請負契約の締結の議案2件を上程させていただきました。何とぞ慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

また、職員の体調不良による管理職の異動に伴いまして、笹沢課長が産業建設課長から上下水道課長に、産業建設課長には新たに大澤都市建設室長を充てました。この場にてご報告させていただきますとともに、よろしくお願い申し上げます。

そして、議員皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） これから議事日程（第1号）により会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（山畑祐男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、吉岡町議会会議規則第119条の規定により、議長において7番五十嵐善一議員は休みですから、8番村越哲夫議員、9番坂田一広議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（山畑祐男君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認め、よって会期は本日1日限りと決定いたします。
なお、会期日程は配付の表のとおりでございます。

日程第3 議案第47号 令和元年度 吉岡町立駒寄小学校体育館新築工事請負契約の締結について

議長（山畑祐男君） 日程第3、議案第47号 令和元年度 吉岡町立駒寄小学校体育館新築工事請負契約の締結についてを議題といたします。
柴崎町長より提案理由の説明を求めます。
町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第47号 令和元年度 吉岡町立駒寄小学校体育館新築工事請負契約の締結について、提案説明を申し上げます。

令和元年度 吉岡町立駒寄小学校体育館新築工事の請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、令和元年度 吉岡町立駒寄小学校体育館新築工事です。

その他、契約方法、金額及び契約の相手方等、詳細につきましては教育委員会事務局長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） それでは、議案第47号 令和元年度 吉岡町立駒寄小学校体育館新築工事請負契約の締結について、町長の補足説明をいたします。

まず、契約の目的ですが、令和元年度 吉岡町立駒寄小学校体育館新築工事です。

契約の方法は、条件つき一般競争入札による契約です。

契約金額は、5億2,668万円です。うち取引に係る消費税及び地方消費税額が4,788万円ですので、税抜き価格としましては4億7,870万円となります。

契約の相手方につきましては、池下・飯塚 令和元年度 吉岡町立駒寄小学校体育館新築工事特定建設工事共同企業体、代表者、群馬県前橋市岩神町四丁目10番地19、池下工業株式会社、代表取締役社長、小島秀薫。構成員、群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保2279番地2、株式会社飯塚組、代表取締役、飯塚淳一でございます。

続きまして、資料の1ページ目をごらんください。

こちらが建設工事請負仮契約書になります。

工事名、令和元年度 吉岡町立駒寄小学校体育館新築工事。

工事場所、吉岡町大字漆原地内。

工期、吉岡町議会議決の日から令和2年3月17日。

請負代金額は議案書の中で説明させていただきましたので省略させていただきます。

契約保証金につきましては、請負代金額の1割、5,266万8,000円です。

建設工事請負仮契約書においては、契約に基づく本契約について、吉岡町議会の議決があったときには、この契約は地方自治法第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとなります。

なお、吉岡町立駒寄小学校体育館新築工事は、令和元年6月28日に条件つき一般競争入札により、予定価格事前公表のもと、入札参加業者4者の特定建設工事共同企業体により入札が執行されました。参加した業者名につきましては、資料の2ページ、入札執行調書をごらんいただきたいと思います。

次に、工事の概要ですが、資料3ページの配置図をごらんください。

駒寄小学校中校舎及びプールの東側の以前体育館があった場所に新たに鉄骨造の平家建ての体育館を建設するものとなります。

次に、資料の4ページの平面図をごらんください。

今までと比較しまして、1.36倍ほど広がったアリーナを中心としまして、ステージ、控室、多目的室、更衣室、トイレ、器具庫等の設置が計画されており、今までの体育館と比較して延べ床面積としましては1.47倍ほど広がっております。

資料の5ページにつきましては管理用通路レベルの平面図、資料の6ページ及び7ページは、それぞれの方向からの立面図となっております。

以上で新築工事の概要となります。よろしくお願いたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） 12番平形です。

つい先日、上毛新聞社のほうで新聞記事がありまして、国ですね、国といっても関東地方整備局なんですけれども、当該建設のジョイントベンチャーの中の株式会社飯塚組に対して7月8日から7月21日まで、まさに今この議決をしようとしている期間の中なんですけれども、国から建設業者有資格業者としての指名停止措置が発表されておしま

して、その新聞報道がなされております。今の提案理由の説明の中には、国から指名停止措置を受けている。

それから、ちょっと調べてきたんですけども、過去の群馬県が飯塚組に対して出した指名停止措置、これは平成30年1月5日から平成30年2月4日までの1カ月間指名停止措置を出しているわけなんですけれども、国も県も指名停止措置を出した。それから、県につきましては、群馬県につきましては、知事がことしの2月14日付で株式会社飯塚組に対して監督処分を出しております。処分の指示はいろいろと死亡を伴う大きな事故だということで、その再発を防ぐために、平成29年10月20日に起きた建設工事中の、土木工事中の死亡、あるいは負傷事故ですね。労働者1名が死亡して、そのほか2名が休業する災害、労働災害ですね。この発生したことについて、この事件の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底するとか、あとはそれをしないために役職員に対して研修、あるいは教育計画を策定してそれを実施することとか、その結果を県に報告するとかいった監督処分を行っているわけです。それは当然のことながら、飯塚組が持っているいろんな許可を受けている建設業の種類がありますけれども、その許可を与える者は群馬県、群馬県知事だということで、要するに監督署がそういう処分を行ったということなんですけれども、今申し上げましたように、国も県も指名停止措置、あるいは監督処分を行っているにもかかわらず、吉岡町は指名停止措置も行わない。それから監督処分も行わないといった中で、多分これは法的には合致している、ルールには合致しているから今ここで上程されているような駒寄小学校体育館の仮発注の議決を求めるということになっているんだと思いますけれども、やはり町民、私もそうなんですけれども、何も知らないわけですよ。そういった指名停止の要領があるとか、何だらかんだらとか、法的なルールにあったとしても、それはよくわからない。けれども、現実論として国はこの1週間ぐらいの間に飯塚組に対してペナルティーを与えているわけですよ。これは罰則ですからね。その罰則をしているときに、この当該の案件である駒寄小学校体育館を議決していいんですかという疑問が素朴な疑問だと思うんですよ。私は吉岡町議会に対して向けられているところがあるんじゃないかなと思うんですよ。そのところを今提案理由にはなかったものですから、きっちりわかりやすく説明をしていただきたいと思います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件に関しまして、総務政策課長より答弁させます。

議長（山畑祐男君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） 今回、関東地方整備局が行いました国土交通省の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領、先ほども申し上げましたとおり、要領等に基づいて関東地方整備局というところの国の中、平たく言いますと、関東地区の中で起きたこういう重大事故に対して飯塚組を7月21日までの2週間の指名停止処分にしたものでございます。

この件に関しまして先ほど議員のほうからもご指摘ございましたとおり、事件の発生が平成29年10月のことでございましたので、県といたしましては即座に死亡者が発生するという重大事故であったものですから、平成30年1月5日からの1カ月の指名停止処分を実施いたしました。そちらのほうで県は指名停止処分を行っているので、県としては改めての処分は行わないということでもございました。

今回の関東地方整備局の指名停止処分につきましては、国の要領に基づきました国の措置であることから、これにより町が上程させていただいております駒寄小学校の新築工事及び請負契約の締結についても影響を与えないという判断になっております。しかしながら、先ほど道義的というようなお話もございました。吉岡町も同じような指名停止措置要領を持っております。群馬県発注の当該工事が吉岡町の外で起きた工事であったことでもございましたので、処分は行わなかったわけなんですけれども、実際上は工事発生直後に平成30年1月15日に飯塚組さんのほうに役場のほうに来ていただいて、事故の詳細な説明を求めるとともに、またいつ何どき、そういったほかの場所であっても、また町の中の工事をするに当たっても十分な注意をしていただきたいという旨のお話をさせていただいたところでございます。業者の指名停止処分というものはペナルティーを科すものでございます。したがって、基準をあらかじめ明確に示しておく、よくこの要領ですね、要領に基づいて基準を明確に示させていただいた範囲内でのペナルティーということを行うということが行政の平等性の確保の面で適当ではないかと考えておりました、今回の上程となった次第でございます。

以上です。

議長（山畑祐男君） ほかに質疑ありませんか。

平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） 吉岡町が発注した事業外の事故であったと、それから、吉岡町外の事故であったから、要するに町としては国・県と同じような、つまり指名停止措置を行わない、あるいは監督処分も行わないと、そういうルールがないから行わないということがあったんですけれども、この事故の内容を見ますと、渋川市の旧北橋村のところでも起きた利根川を縦断するトンネル内の側壁の清掃工事だったわけですね。これは要するに換気が非常に、トンネルですから当たり前ですけれども、換気が不十分なところなわけで

すね。そうすると、どうしてもやっぱり作業する上では換気装置が必要になってくるわけです。そのときに内燃機関を持った換気装置をトンネルの中で使ってしまったゆえに一酸化炭素中毒で死亡1名、それから休業する作業員2名という重大事故につながってしまったわけです。そうすると、これをルール上に照らし合わせてみると、労働安全衛生規則578号に該当して、それは換気不十分の中では内燃機関を使っちゃいけないというところに該当するわけなんです。そうすると、当該事業者飯塚組は相当な経験年数を持った吉岡町では老舗の建築業者ですね。土木をいつ始めたか私は知りませんが、けれども、要するに非常に安全管理といっても基本的なところが欠けているためにこの死亡を伴う労働災害を発生させてしまったということなんです。

そのことから鑑みますと、駒寄小学校の体育館をつくる時に、こういった現に今21日までの間に国から指名停止措置を受けている飯塚組に対して本当にこれから事故を起さなくして、駒寄小学校体育館をつくっていただけるんだらうかという不安は住民に対してあるものだというふうに私は思っているんです。そういった中において、確かにルール上は指名停止措置並びに監督処分等は吉岡町は行わないんですけれども、この工事を仮発注の今段階ですけれども、工事が始まった段階で、今、飯塚組を役場の人と呼んでいろいろ口頭で大丈夫ですか、お願いしますよ、事故を起こさないでくださいという口頭のことをやったということなんですけれども、県は監督処分でそういうことが起きた、それから労働安全衛生法を遵守しなさいというような教育の計画も出して従業員、あるいは役職員全員に対してやっているわけなんです。私はね、やっぱり吉岡町としてはただ口頭で注意してくださいというような常套の手段を使ってではなくて、やはり死亡事故を伴った特段のことがありますので、この体育館建設するに当たっては、県に出した報告とほとんど同等のものでも構わないと思うんですけれども、町に対して念書じゃないんですけれども、その報告書の写しとかをいただいて、災害を起こしませんということを確約していただけるような書類をとっておくべきじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 町としては町のルールで進めさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

また、今後の契約内容、事業につきましては、指導をしていきたいと思っております。

議 長（山畑祐男君） ほかに質疑ありますか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

1 3 番（小池春雄君） この47号議案は、先ほど議論がありましたけれども、ペナルティーをあえて受けている期間に出す必要もないと思うんですけれども、もう少し例えばこのペナルティーの期間が21日までですから、あえてそのタイミング悪くする必要は、私は、もっと避けられる方法はあったと思うんですけれども、このペナルティーがかかっているときにわざわざこれを私は出す必要がないと思うんですよね。この契約そのものを否定するわけじゃありませんけれども、こういうペナルティーを科しているときに、いや我が町ではいいんですというやり方はちょっと乱暴にも思えるんですけれども、ちょっと日をずらせば、このことはもっと楽にいけるものだと思ったんですけれども、その点についての考慮というのは全くなかったんでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 町としての対処については、既になされたものとして解釈して粛々と進めておりました。

以上です。

議 長（山畑祐男君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第47号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。よって、そのとおり決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第47号 令和元年度 吉岡町立駒寄小学校体育館新築工事請負契約の締結についてを原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第48号 令和元年度 防衛省補助事業 吉岡町立吉岡中学校校舎増築

工事請負契約の締結について

議長（山畑祐男君） 日程第4、議案第48号 令和元年度 防衛省補助事業 吉岡町立吉岡中学校校舎増築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第48号 令和元年度 防衛省補助事業 吉岡町立吉岡中学校校舎増築工事請負契約の締結について、提案説明を申し上げます。

令和元年度 防衛省補助事業 吉岡町立吉岡中学校校舎増築工事の請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、令和元年度 防衛省補助事業 吉岡町立吉岡中学校校舎増築工事でございます。

その他、契約方法、金額及び契約の相手方等、詳細につきましては教育委員会事務局長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） それでは、議案第48号 令和元年度 防衛省補助事業 吉岡町立吉岡中学校校舎増築工事請負契約の締結について、町長の補足説明をいたします。

まず、契約の目的ですが、令和元年度 防衛省補助事業 吉岡町立吉岡中学校校舎増築工事となります。

契約の方法は、条件つき一般競争入札による契約です。

契約金額は、1億8,920万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税額が1,720万円ですので、税抜き価格としましては1億7,200万円となっております。

契約の相手方につきましては、小野里・勝野 令和元年度 防衛省補助事業 吉岡町立吉岡中学校校舎増築工事特定建設工事共同企業体、代表者、群馬県前橋市下小出町一丁目1番地12、小野里工業株式会社、代表取締役社長、小野里拓也。構成員、群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田592番地、勝野建設株式会社、代表取締役、勝野政和となっております。

続きまして、資料の1ページ目をごらんください。

こちらが建設工事請負仮契約書になります。

工事名、令和元年度 防衛省補助事業 吉岡町立吉岡中学校校舎増築工事。

工事場所、吉岡町大字南下地内。

工期、吉岡町議会議決の日から令和2年3月15日。

請負代金額は議案書の中で説明させていただきましたので省略させていただきます。

契約保証金につきましては、請負代金額の1割、1,892万円。

建設工事請負仮契約書においては、契約に基づく本契約について、吉岡町議会の議決があったときには、この契約は地方自治法第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとなります。

なお、吉岡町立吉岡中学校校舎増築工事は、令和元年6月28日に条件つき一般競争入札により、予定価格事前公表のもと、入札参加業者4者の特定建設工事共同企業体により入札が執行されました。参加した業者名につきましては、資料の2ページ、入札執行調書をごらんいただきたいと思います。

次に、工事の概要ですが、資料3ページの配置図をごらんください。

中学校中校舎の東側、以前駐輪場と体育倉庫があった場所に中校舎と連結させた形で鉄筋コンクリートづくりの1階建ての校舎を建築するものとなります。

次に、資料の4ページの平面図をごらんください。

図面下側に見えております「普通教室」と記載されている部分が中校舎の一番東側の教室となっております。その中校舎の廊下を延長し、北側からトイレ、普通教室4部屋、昇降口を設けるものとなります。

資料の5ページにつきましては、東校舎の立面図、断面図となっております。

なお、この工事により吉岡中学校の延べ床面積が462平米ほど増加することとなります。

以上で増築工事の概要となります。よろしくお願いたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） この工事におきましては、入札調書を見ますと、先ほどの47号議案と48号議案は指名業者が全く同じなんですよね。全く同じなんですよ。47号と48号、全く同じ業者が指名をされていて、ちょっと私は理解できないんですけども、これだって当然のことながら特定の同じ業者が両方とるということもありますよね。ですから、普通ですと、こういうやり方は私、今まで経験の中で余り見ないんですけども、これどういうことなんでしょうかね。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しまして、財務課長より答弁させます。

議 長（山畑祐男君） 財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） こちらの2案件の入札につきましては、告示により条件つき一般競争入札ということで、共同企業体をもって入札形態をしますという形で告示をさせていただいています。その関係で、指名ではありませんので、あくまでも代表者と構成員、構成員は吉岡町の町内の業者という形になって、それで決まって入札参加を受けたものでありますので、こちらから指名したものではありませんので、その参加者が参加資格があるという形において今回の入札が実施されたわけでございます。

以上です。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） そうすると、同じ業者が両方とるということも可能ですよね。ありますよね。それはどういうふうに考えているんですか。

議 長（山畑祐男君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） 当然別々の工事ですので、告示も別々にさせていただいており、それを当然入札参加をするということは、その業者がその工事を受注できるという、自分たちで参加意欲を持って参加しているわけですから、これが入札の結果がたまたま別ですけれども、入札の結果同じ業者がとるということも当然あり得ると思います。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） その場合、町は企業体を組んだ業者がみんなとってもいいんだという考えなんです。私は余り好ましくないと思うんですけども、そういう考えでよろしいですか。

議 長（山畑祐男君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） あくまでも条件つきですが、一般競争入札ですので、参加者が代表者と構成員という形で今回たまたま一緒という形になりますので、こちらについては町のほうとして何か申し上げるという形ではございません。（「議長、小池です」の声あり）

議 長（山畑祐男君） 小池議員、小池議員、本件に関する質疑は既に3回になりましたので、会議規則第52条の規定によって発言を許しません。もうこれで4回目になるわけですか

ら。（「議長には議長の裁量権というのがあるじゃない、これだって町長に聞いたって、町長が、課長が答えちゃうからさ、振られちゃったら、町長に聞きたいんですが、無理じゃない」の声あり）一応会議規則にのっとって、（「議長は議事で」の声あり）議長の権限でやっております。（「これ町長に質問しているんだからさ、みんな課長に振られちゃったら町長の考えわからないじゃない。そのこと理解してくれよ。ちゃんと町長に答えてもらってくれよ」の声あり）

暫時休憩します。

午後2時03分休憩

午後2時04分再開

議長（山畑祐男君） それでは、会議を再開いたします。

ただいま小池議員より質問に対しての要望がありました。答弁を町長に求めているということで、3回とも担当課長が話しているので、町長のご意見をどうしても聞きたいんだと強い要望があり、この内容については町民の大きな利益に関することでもありますので、1回に限り町長の発言を求めるということで、既に3回やっておりますけれども、会議規則第52条のただし書きの規定によって、特に発言を許可いたします。ただし、1回のみ。よろしいですね。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 先ほども言いましたけれども、ここに47号、48号とも同じ共同企業体で、それで競争の原理から言えば、同じ業者が別に両方とったっていいんだという考えのようであります。しかし、私は果たしてそれでいいのかなと、普通は1つとれば、とればとったほうが遠慮して次の方に回すとか、モラル、秩序というのがあると思うんですよね。そういうものが崩れちゃうと、じゃあ力があるところがみんな何ぼあったってみんなとれちゃうんだという考えは私は果たしてどうかと思うんですよ。そういう中で、今まで行っているこういうやり方でこれからもいくのか、本当にこういうやり方が正しいのか、そういうことが住民のちゃんと業者からの理解も得られるのかどうかということをおは町長に聞きたいんですよ。だから、その答えをみんな財政課長のほうに振られちゃうと、彼は一職員ですからね、それを超した回答なんてできるわけないですよ。ですから、町のリーダーとして、私、先ほど指摘したように、こういう億を超す仕事が1つの業者に2つも行っちゃっていいのかどうかということをおうているんですよ。それは、技術論とか、そういうものではなくて、私は道義的なものとして、そういうのが果たしていいんでしょうかと、普通ですと、とると、もうこれだけの仕事をやると、そう

すると、まあとったんだから次の入札には遠慮するとかというのが暗黙の了解の中でもあると思うんですよ。でも、それがないまま安い札を入れれば、そこにみんな行っちゃうんだというのはやっぱり多くの人だって本当にこんなことをして、この業者でできるんだろうかなと、どうなんだろうかと、ある業者たちは競争に加わったけれども、とれないで、あるところは2つ持っていっちゃうということがあり得るわけですから、果たしてそういうのが町の町内業者の育成とかいうのもあると思うんですよ。そういう総体的に考えて果たしてどうなんだろうかとということを私は問うているんですよ。ですから、本当にそういうのでこのままいくのか、そういう方がいいのかどうかということを確認しているんですよ。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 業者サイドにつきましては、ちょっと自分のほうではわかりませんが、町としてはこの条件つき一般競争入札による規定に沿って執行させていただいたということでご理解いただきたいと思います。

議 長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 今回の増築工事に関しましては、平家という形になっておりますが、考えますに吉岡に関しましては中学校は当然生徒がこれからふえるわけでございます。また、以前と同様に教室が足りなくなる可能性があると思いますので、2階建てでもよかったですかなと私も考えるんですけども、ただ、この理由に関しましては当然ながら細かい説明、今まで伺っていないので、この平家になった理由を、細かい説明をよろしくお願ひします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、教育委員会事務局長より答弁させます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 新しくつくる校舎を2階建てにどういう理由があつてしなかったのかというご質問ですが、今回の東校舎につきましては、中校舎からの連結ということで想定をしております。仮にここを2階建てにした場合、中校舎は1階で行って、東校舎に入ってから階段を上ってまた2階に行くということになりますと、いろいろバリアフリー的な部分からもなかなか支障が出るような、そういった状況もありましたので、

今回については4教室及びトイレ、昇降口を平家のままで対応するというので設計を
させていただいております。

議 長(山畑祐男君) ほかにありませんか。
村越議員。

[8番 村越哲夫君発言]

8 番(村越哲夫君) 確認します。先ほど契約方法ということでお聞きしたんですが、条件つき
一般競争入札による契約とうたっておりますが、一般に条件つきがなければ、一般競争
入札となれば、公募から始まるわけだと思うんですが、この条件つきというのは、この
構成員になっている方が当てはまるんでしょうか。

議 長(山畑祐男君) 町長。

[町長 柴崎徳一郎君発言]

町 長(柴崎徳一郎君) この件に関しまして、財務課長より答弁させます。

議 長(山畑祐男君) 高橋財務課長。

[財務課長 高橋淳巳君発言]

財務課長(高橋淳巳君) まず、一般競争入札ですが、一般競争入札というのは条件をつけなければ、
例えば吉岡町に入札参加申請をしている業者であれば全てできるという形になります。
ただ、今回の場合は条件をつけさせていただきまして、代表者であれば、例えば業者が
持っている点数が何点以上で、前橋市と渋川市に本社がある業者で、構成員については
吉岡町に本社機能を持つ業者という形で条件をつけさせていただいているという形での
中で一般競争入札を行っている次第でございます。

議 長(山畑祐男君) ほかにありませんか。
村越議員。

[8番 村越哲夫君発言]

8 番(村越哲夫君) それはわかりました。要するに、普通であれば、このやり方でやると何か
指名入札のような気がするんですけども、それはいいです。

その中で、たしか今、小池議員がおっしゃったように、余りにも両工事とも同じ業者が
入っておるということで、これを町内の業者でこれがやっていけないものか、その辺の
ところをお尋ねしたいんですが、JVで組めないものか。

議 長(山畑祐男君) 高橋財務課長。

[財務課長 高橋淳巳君発言]

財務課長(高橋淳巳君) こちらについては、町の要綱の中で当然何億円、金額によっては点数によ
って入れませんよという形で規定があります。その中で大きな工事だとそういうと吉岡
町の町内業者がなかなかそういう大きな工事、当然吉岡町が発注する以外の町外の発注

には当然ほとんど入れませんので、吉岡町が発注する業務に関してはそういう町内業者であってもこんなに大きな工事になるべく入れるようにということで、JVという形で構成員として入っていただけるように今回条件つき一般競争入札という形でしております。

以上です。

議長（山畑祐男君） ほかに質疑ありませんか。

平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） 12番平形です。

何点か伺いたいんですけども、この工事金額が1億9,000万円ほどなんですけれども、たしか駒寄小学校の増築だかやったときはたしか1億円ぐらいだったような、曖昧な記憶があるので、ちょっとそこでお尋ねするんですけども、生徒数が増加するに従って、この配置図を見ますと、つけ足し、つけ足しでどんどん校舎が増築されているわけです。そうすると、夏場は窓をあけて換気をするとかいうこともあるんだろうと思いますけれども、風通しも当然悪くなるということから、空調だとか、あるいはこの中学校、自衛隊の場周経路に該当していますので、あとは騒音対策ですね。これがあって、吉中は窓ガラスの防音後づけで、学校建ったのはずっと前ですから、防音工事をやったというようなこともあるわけなんですけれども、駒寄小学校がたしか私の記憶では1億円ぐらいだったと思うんですけども、かなり金額が上がっているんですけども、聞きたいのは空調、あるいは防音対策というのを十分にするためにこう金額が上がっているのか、そういった理由ではなくて、違うところに何かあるのか、当然のことながらクラス数とかも当然違うわけなんですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件に関しまして、教育委員会事務局長より答弁させます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 駒寄小学校の増築のときには、あの施設はプレハブだったという理由と、あとはたしか請負比率が落札の比率がかなり低かったというような記憶があります。

今回この事業につきましては、予算的には防衛の防音対策の補助もいただいておりますので、防音仕様ということになっておりますので、一般的な部分よりは設計額が大きくなっているという形にはなっております。

議長（山畑祐男君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） わかりました。

もう一点、ちょっと聞きたいのは、先ほど岩崎議員からなぜ平家建てかということ、要するに学級数が今回の場合は4クラスで、平家建てということなんですけれども、当然これをつくるときにいろいろな議論はなされたと思うんですけれども、端的に聞きますと、これからの将来、何年か後の吉岡中学校の生徒数の増減の推計値として、この4クラスはどういったふうに、妥当性といいますかを説明していただけるかということと、もう一つは、群馬県は小学校ですかね、30人学級とかということを推進していますけれども、要するに義務教育ですね。全てについて1学級例えば30人とか、もしかしたら25人とかだっというふうに将来的にはなるかもしれません。そういった県の行政からの要請によってクラス数の中の生徒数を今よりも少なくしなさいということがあるかもしれません。それも多分議論されたと思うんですけれども、先ほど言った生徒数の自然増減の推計、あるいは県の1学級に対する生徒数の、これも予測になっちゃうんですけれども、そういった議論の予測値から平家建てで4学級にしたという根拠をきちっと示していただきたいと思うんですけれども。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 本件についても事務局長より答弁させます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 今回の増築に当たりましては、推計をしております。実際来年度の予定なんです、来年度はもう既に1年生のクラスが2クラスふえる予想がされておりまして、またさらにその2年後の令和4年度には全体としてまた2クラスふえるということも想定されております。現在、そういった形で今後の動きの中では令和4年、5年、6年、7年ぐらいでピークをとりあえず迎えてくるという形の想定がされておりまして、今回それに基づきまして4クラスふやしたということになっております。

また、全国的な少子化の関係で、群馬県でも現在中学校では1年生が35人学級、2年生、3年生が40人学級ということで運用されているんですが、この部分につきましてもなかなか県内でも空き教室が大分ふえてきているという中で、群馬県がより一層の少人数学級の対応をとった場合に大分厳しくなるということも想定しておりまして、そういったものも含めた中で4教室をふやしたという形になっております。

議長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第48号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。よって、そのとおり決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

議案第48号 令和元年度 防衛省補助事業 吉岡町立吉岡中学校校舎増築工事請負契約の締結についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

これで本日の会議を閉じます。

以上で、令和元年第3回吉岡町議会臨時会の日程を全て終了しました。

町長挨拶

議 長（山畑祐男君） 閉会の前に、町長の発言の申し入れを許可します。

町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 第3回議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議案2件を上程させていただき、可決いただきまして、大変ありがとうございました。厚く御礼申し上げます。議決いただきましたいずれも町の次世代を担う子供たちにとって不可欠の施設でございます。速やかに事業に着手してまいりたいと考えております。

各地から集中豪雨等の災害について報道がなされておりますが、常に準備等を整えながら、十分留意しながら、町政運営に当たっていききたいと考えております。

梅雨寒と蒸し暑さと交互に訪れ、体調管理等に戸惑う状況であります。議員皆様には十分ご自愛していただき、ますますの活躍をご祈念申し上げまして、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日は大変お世話になりました。ありがとうございました。

閉 会

議 長（山畑祐男君） 以上をもちまして、令和元年第3回吉岡町議会臨時会を閉会します。

ご苦勞さまでした。

午後2時22分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 山 畑 祐 男

吉岡町議会議員 村 越 哲 夫

吉岡町議会議員 坂 田 一 広